公　開　情　報

・定款

・役員名簿

・社員名簿

・令和元年度事業報告

・令和元年度決算書

・令和２年度事業計画

・令和２年度予算書

・役員給与規程

・役員退職手当規程

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2－8－5
電 話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日　制　定
令和 3 年 3 月 12 日改　正

第 1 章　　総　　則

（ 名　 称 ）

第 1 条　この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

（ 事務所 ）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

（ 目　 的 ）

第 3 条　この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

（ 事　 業 ）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
(2)　茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
(3)　茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
(4)　安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
(5)　国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
(6)　茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
(7)　消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
(8)　茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
(9)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2　前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

（ 規　 約 ）

第 5 条　この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章　　会　　員

（ 会　員 ）

第6条　この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

（1） 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であって理事会の承認を受けたものとする。

（2） 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であって理事会の承認を受けたものとする。

2　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（ 加　入 ）

第7条　この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2　　前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面

（2） その他この法人が必要と認めた書類

（ 任意脱退 ）

第8条　会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

（ 除　名 ）

第9条　この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

（1） この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。

（2） 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2　　会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1） 第11条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。

（2） 総正会員が同意したとき。

（3） 当該会員が解散又は死亡したとき。

（ 会　費 ）

第11条　会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2　既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

（ 届　出 ）

第 12 条　団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2　団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 3 章　総　　会

（ 開　催 ）

第 13 条　総会はすべての正会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 14 条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2　総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3　通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会において必要と認めたとき

(2)　総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

（総会の招集 ）

第 15 条　総会は会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

（総会の決議方法等 ）

第 16 条　総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2　正会員は、総会において、正会員 1 名につき 1 個の議決権を有する。

3　総会の議事は、第 18 条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

（総会の決議事項 ）

第 17 条　総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1)　会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2)　理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3)　定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 規約の制定又は改廃

（ 特別決議 ）

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解 散

(3) 会員の除名

(4) 監事の解任

（ 代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使 ）

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

（ 議 事 録 ）

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。

3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役 員 等

（ 役員の定数及び選任 ）

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 22 人以上 26 人以内

(2) 監 事 3 人以内

2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6　この法人の監事は、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。

7　理事のうちから会長 1 人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。

8　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（ 役員の職務 ）

第 22 条　会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

2　副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。

3　理事は、理事会を組織し、職務を執行する。

4　会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

（ 役員の任期 ）

第23条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3　補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

（ 辞任又は任期満了の場合 ）

第 24 条　任期満了又は辞任により、理事又は監事数がその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

（ 解　任 ）

第 25 条　理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

（ 報　酬 ）

第 26 条　理事及び監事は、無報酬とする。

2　前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

（ 顧　問 ）

第 27条　この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2　顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。

3　顧問は無報酬とする。

4　顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章　　理　事　会

（ 理 事 会 ）

第 28 条　この法人に、理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

3　理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4　理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

5　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。

6　理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。

7　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（ 議事録 ）

第 29 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章　　専 門 委 員 会

（ 専門委員会 ）

第 30 条　会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章　　事　務　局

（ 事務局及び職員 ）

第 31 条　この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2　事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

3　職員は、会長が任免する。

第 8 章　　資産及び会計

（ 事 業 年 度 ）

第 32 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（ 事業計画及び収支予算 ）

第 33 条　会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（ 事業報告及び決算 ）

第 34 条　会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　正味財産増減計算書

(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)　財産目録

2　第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事の名簿

(3)　理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（ 公益目的取得財産残額の算定 ）

第 35 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第 9 章　　定款の変更及び解散

（ 定款の変更 ）

第 36 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（ 解　 散 ）

第 37 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　　公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条　この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会役員名簿

令和2年9月15日

役職名	氏　　名	所　属　等
代表理事	上川　陽子	公益社団法人静岡県茶業会議所会頭
理　事	吉田　利一	全国茶生産団体連合会会長
〃	成岡　揚蔵	全国茶商工業協同組合連合会理事長
〃	中島　仁三	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
〃	長峰　宏芳	一般社団法人埼玉県茶業協会会長
〃	松永　大吾	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
〃	中村　厚司	三重県茶業会議所副会頭
〃	桐明　和久	福岡県茶生産組合連合会副会長
〃	坂元　修一郎	一般社団法人鹿児島県茶生産協会会長
〃	君野　信太郎	東京都茶協同組合理事長
〃	原　昭義	三重県茶商工業協同組合理事長
〃	森下　康弘	京都府茶協同組合理事長
〃	夛田　高明	大阪府茶業協同組合理事長
〃	澤田　了三	鹿児島県茶商業協同組合理事長
〃	桐島　俊昭	日本茶輸出組合理事長
〃	佐々木 余志彦	公益社団法人静岡県茶業会議所副会頭
〃	堀井　長太郎	公益社団法人京都府茶業会議所会頭
〃	柚木　弘文	公益社団法人鹿児島県茶業会議所会頭
〃	寺園　昌昭	公益社団法人鹿児島県茶業会議所専務理事
監　事	石川　和弘	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
〃	富田　清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
〃	伊藤　智尚	公益社団法人静岡県茶業会議所専務理事

社員名簿

団　　体　　名	郵便番号	所　　在　　地
全国茶生産団体連合会	101-0047	東京都千代田区内神田 1-7-5 旭栄ビル 54 号
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町 81 茶業会館内
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区安西 5-43
公益社団法人 静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町 81 茶業会館内
公益社団法人 京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居 25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄 3-12
三重県茶業会議所	514-0003	津市桜橋 1-649 農業共済会館内
株式会社伊藤園	151-8550	東京都渋谷区本町 3-47-10
サントリー食品インターナショナル（株）	104-0031	東京都中央区京橋 3-1-1
三井農林（株）	105-8427	東京都港区西新橋 1-2-9

令和元年度事業報告

自　平成 31 年 4 月 1 日
至　令和 2 年 3 月 31 日

1　令和元年度事業報告

Ⅰ 茶業の概況

ア　生産の概況

（ア）茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、4 万 600ha で前年に比べ 900ha 減少した。地域的に見ると減少した県は静岡県△600ha、三重県△100ha、佐賀県△46ha、熊本県△40ha となっている。

区分 / 年	栽培面積（ha）			摘採面積（ha）	
	合 計	専用園	兼用園	実面積	延面積
平成 30 年	41,500		－	33,300	81,700
令和元年	40,600		－	32,400	79,100
前年比%	98	－	－	98	99

資料：1 農林水産省作物統計（面積）による。摘採面積は 11 主産県調査の計である。

（イ）荒茶生産量

主産県の荒茶生産量は 76,500t で前年に比べ、6%減少している。

茶期 / 年度	計 t	一番茶 t	二番茶 t	三番茶 t	四番茶 t	秋冬春番茶 T
平成 30 年	81,500	30,500	－	－	－	－
令和元年	76,500	27,800	－	－	－	－
前年比%	94	91	－	－	－	－

資料：農林水産省作物統計（作況）による。年計、茶期別は 11 主産県調査の計である。

（ウ）茶種別生産量

生産量が減少する中、茶種別にみると玉露、てん茶、普通煎茶等は前年並みであるが、かぶせ茶、玉緑茶は減少した。。

茶種 / 年	計 t	玉 露 t	かぶせ茶 t	てん茶 t	普通せん茶 t	玉緑茶 t	番茶 t	その他 t
令和元年	79,354	222	3,303	3,464	42,399	2,217	25,421	2,213
平成30年	84,802	215	3,925	3,387	42,555	2,363	24,896	2,591
前年比 %	94	103	84	102	100	94	102	85

資料: 全国茶生産団体連合会調査による。

（参考）

	主産府県 t	その他県 t	全　国 t	備　　考
平成10	78,700	3,900	82,600	主産14府県調査
15	86,805	5,095	91,900	全県調査
20	93,500	2,000	95,500	主産16府県調査
21	83,945	2,055	86,000	全県調査
22	83,000	2,000	85,000	主産16府県調査その他推計
23	82,100	－	－	主産16府県調査
24	85,900	－	－	主産16府県調査
25	82,800	2,000	84,800	主産16府県調査その他推計
26	81,931	1,569	83,500	全県調査
27	76,400	3,100	79,500	主産12府県調査その他推計
28	77,100	3,100	80,200	主産12府県調査その他推計
29	78,800	3,100	80,200	主産12府県調査その他推計
30	81,500	3,100	86,300	主産11府県調査その他推計
令和元	76,500	5,200	81,700	主産11府県調査その他推計

資料：　1 農林水産省統計部による。
2 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
3 主産11府県；埼玉、静岡、愛知、三重、 京都、福岡、佐賀 長崎、熊本、宮崎、鹿児島

イ　荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると対前年比では、1番茶葉は、おおむね横ばいであるものの、他の茶期とも価格は低下している。

単位；円/kg、％

	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
平成5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
15	2,868	1,085	678	795	325
19	2,641	974	579	347	
20	2,396	883	565	588	
21	2,250	715	370	290	
22	2,645	780	374	402	
23	2,438	844	570	572	
24	2,223	838	604	509	
25	2,188	781	444	388	
26	2,199	683	340	346	
27	1,994	671	405	290	
28	2,129	764	568	329	
29	2,255	868	679	364	
30Ａ	1,910	781	445	367	
令和元Ｂ	1,872	624	362	327	
前年比 B/A ％	98	80	81	89	

資料：　全国茶生産団体連合会調査による。

ウ　消費の動向

（ア）茶需要量

①　令和元年の茶需要量は、供給ベースから推定すると８万１千ｔとなっている。供給内容をみると、国内生産量が前年5%減、輸出量は横ばい、輸入量も7%減となった。また、1人当たり消費量も6%減となった。

区分／年	国内生産量 A	輸入量 B	輸出量 C	国内消費量 A+B-C＝D	人口 E	一人当り消費量 D/E
	t	t	t	t	千人	g
平成5年	92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10	82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
15	91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
20	95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21	86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22	85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
23	82,100	5,393	2,387	85,106	127,799	666
24	85,900	5,473	2,351	89,022	127,515	698
25	84,800	4,875	2,942	86,733	127,298	681
26	83,500	4,180	3,516	84,164	127,083	662
27	79,500	3,473	4,127	78,846	127,110	620
28	80,200	3,618	4,108	79,710	126,933	628
29	82,000	3,970	4,642	81,328	126,706	641
30	86,300	4,730	5,102	85,928	126,443	680
令和元年	81,700	4,390	5,108	80,982	126,167	641

資料：1 農林水産省統計部による。
2 輸出入量は財務省貿易 統計による。
3 人口は総務省調査（推計人口）各年10月1日現在による。
なお27年人口は国勢調査速報値である。（暫定値）

② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増したが、平成18年248万kl となり以降横ばいで推移したが近年はやや増加傾向にある。
緑茶系飲料向け原料を推計すると令和元年は3万1266t、国内供給量(消費量)の36%にあたる。

（参考）原料換算（試算値）

年次	緑茶（推定原料使用率１％）		混合茶（推定原料使用率0.15％）		原料使用量合計	前年比
	（千ｋｌ）	（ｔ）	（千ｋｌ）	（ｔ）	（ｔ）	%
昭和63年	18	180				
平成元年	30	300				
5	266	2,660	22.5	34	2,694	
10	617	6,170	950	1,425	7,595	126.5
15	1715.9	17,159	831.7	1,248	18,407	105.3
17	2570	25,700	713.8	1,071	26,771	114.1
18	2481.1	24,811	790.1	1,185	25,996	97.1
19	2457.7	24,577	881	1,322	25,899	99.6
20	2431.2	24,312	822	1,233	25,545	98.6
21	2382.9	23,829	791.6	1,187	25,016	97.9
22	2356.5	23,565	769.1	1,154	24,719	98.8
23	2360	23,600	726	1,089	24,689	99.9
24	2454	24,540	704	1,123	25,663	103.9
25	2528	25,280	704	1,123	26,403	102.9
26	2548	25,480	708	1,129	26,609	100.8
27	2675	27,010	708	1,122	28,132	105.7
28	2850	28,495	703	1,111	29,606	105.2
29	2930	29,321	690	1,090	30,411	102.7
30	3018	30,201	656	1,036	31,237	102.7
令和元年	3027	30,292	617	974	31,266	100.1

緑茶ドリンク等の生産動向　　千 kl

年次	緑茶	ウーロン茶	紅茶	混合茶
平成5年	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,715	1,167	795	832
20	2,431	877	1,030	822
21	2,383	813	1,051	792
22	2,356	834	1,160	769
23	2,360	684	1,124	726
24	2,454	670	1,096	704
25	2,528	642	1,014	704
26	2,576	590	963	731
27	2,660	608	940	723
28	2,766	571	944	738
29	2,846	563	1,020	749
30	2,931	523	1,025	711
令和元年	2,945	479	1,173	667
前年比％	100	92	114	94

資料：日刊経済通信社による。

（イ）緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335ｇをピークに、減少傾向で推移、平成20年より1,000gを割り込み、以降も漸減傾向となっている。

また、一世帯当り緑茶購入金額は平成 15 年に 6 千円台に 21 年は 4 千円台に、令和元年には 3,780 円に減少している。一方、茶飲料の購入金額は平成 15 年の 4,658 円から 6 千円台に漸増し、令和元年には 7,845 円となっている。

区分／年度	茶飲料購入額 円	緑茶購入量 g	同１人当たり g	緑茶購入金額 円	同１人当たり 円	100g当たり平均単価 円	世帯人員 人
平成 5	－	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
10	－	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
15	4,658	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
20	5,655	992	319	5,073	1,631	511	3.11
21	5,700	942	304	4,809	1,551	510	3.10
22	5,889	948	307	4,424	1,432	467	3.09
23	5,889	975	318	4,591	1,495	404	3.07
24	5,867	889	291	4,300	1,405	484	3.06
25	6,052	874	256	4,288	1,254	490	3.42
26	5,979	892	294	4,174	1,378	468	3.03
27	6,146	843	279	4,083	1,352	484	3.02
28	6,632	849	284	4,168	1,394	490	2.99
29	6,631	850	285	4,103	1,377	482	2.98
30	7,172	798	268	3,879	1,302	486	2.98
令和元	7,845	791	266	3,780	1,273	478	2.97
前年比%	109	99	99	97	98	98	

資料：　総務省家計調査による。

エ　茶の輸出入

（ア）　輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成 5 年以降増加傾向にあり、平成 17 年に 1 千ｔ台、27 年以降は 4 千ｔ台、令和元年には 5,108 ｔの輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ 1,485 ｔ（前年 1,595 ｔ）で全体の 30%を占めているほか、台湾 1,389（1,216）、シンガポール 324（307）、ドイツ 346（374）、ホンコン 143（173）、カナダ 161（205）、タイ 291（540）、インドネシア 182（96）となっている。

輸出国数は年々増加しており 16 年 39 カ国、24 年 58 カ国、令和元年 72 カ国となっている。輸出金額については平成 16 年 17 億円から令和 30 年 153 億円にまで増加したものの、令和元年は香港情勢等から 146 億円に減少した。

緑茶の輸出量　　ｔ、百万円；％

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	29年	30年	令和元年
輸出量	635	305	652	760	1,701	2,942	4,642	5,102	5,108
対前年比	－	－	－	－	105	125	113	110	100
輸出額	－	－	－	－	3,344	6,610	14,357	15,333	14,642
対前年比	－	－	－	－	－	－	124	107	95

資料：　財務省通関統計による。

令和元年輸出国別、輸出数量、金額

ｔ；百万円

国　　名	数量	金額
合計(その他の国含む)	5,106	14,642
アメリカ	1,485	6,485
台湾	1,389	1,527
ドイツ	346	1,225
シンガポール	324	991
ホンコン	143	633
カナダ	161	579
タイ	231	469
インドネシア	182	357

資料:　財務省通関統計による。

（イ）輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13 年には過去最高の 17,739ｔであった。その後は 18 年まで 1 万ｔ台で推移したが、19 年以降 1 万ｔ台を割り、27 年以降 3 千～4 千ｔに減少し、令和元年は 4,390t になっている。主な輸入国は、中国 3,669ｔ（全体の 84%)、オーストラリア 248t(6%)、ベトナム 280ｔ(6%)である。

緑茶の輸入量

ｔ；%

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	29年	30	令和元年
輸入量	2,854	5,481	6,399	10,242	7,326	4,875	3,970	4,730	4,390
対前年比	－	－	－	－	－	－	110	119	93

資料:　財務省通関統計による。

Ⅱ　事業の概要

本会が令和元年度に行った一般事業の主なものは次の通りである。

1）諸会議の開催

1　理事会の開催について

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 令和元年度第 1 回理事会

1　開催日　令和元年 6 月 3 日(月)

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3　提出議案

第 1 号議案　平成 30 年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

② 令和元年度第 2 回理事会の開催について

1　開催日　　令和元年 6 月 17 日(月)

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3　提出議案

第 1 号議案　会長、副会長、専務理事及び代表理事の選定に関する件

③ 令和元年度第 3 回理事会の開催について

1　開催日　　令和 2 年 3 月 30 日(月)

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3「提案事項」及び「決議事項」

理事会をコロナウィルス感染拡大の状況を踏まえて、法律、定款の規定に基づき書面決議により行った。

第 1 号議案　令和 2 年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第 2 号議案　令和 2 年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第 3 号議案　令和 2 年度役員報酬決定承認に関する件

第 4 号議案　役員退職手当規程、茶業功績者表彰規程等の一部改正に関する件

「提案事項」

令和 2 年 3 月 30 日、会長上川陽子が理事会の全員に対して上記理事会の目的である事項について提案書を発し、令和 2 年 3 月 31 日までに全員の理事から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 96 条及び定款第 28 条第 7 項の規定に基づき、理事会への報告があったとものとみなされた。

「決議事項」

令和 2 年 3 月 30 日、会長上川陽子が理事会の全員に対して上記理事会の目的である事項について提案書を発し、令和 2 年 3 月 31 日までに全員の理事から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 96 条及び定款第 28 条第 7 項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があったものとみなされた。すべての議案が承認された。

4 報告事項

(1) 会員団体からの要請事項について
(2) 茶業の現状と関係機関の取組の方向（論点整理案）
(3) 日本茶業体制強化推進協議会令和２年度事業実施計画について
(4) 第７４回全国お茶まつり鹿児島大会 in 南九州市について
(5) 日本茶輸出促進協議会について
(6) 茶に関する情報について

2　総会

①　通常総会の開催について

議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

1　開催日　　令和元年６月 17 日

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3　提出議案

第１号議案　平成 30 年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

第２号議案　役員の改選に関する件

②　臨時総会（書面）の開催について

1　開催日　　令和元年 10 月１日(火)

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3「提案事項」及び「決議事項」

「提案事項」

公益社団法人日本茶業中央会役員選任に関する件

令和元年９月 24 日、会長上川陽子が会員の全員に対して上記臨時総会の目的である事項について提案書を発し、令和元年 10 月１日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 59 条に基づき、総会への報告があったとものとみなされた。

「決議事項」

令和元年９月 24 日、会長上川陽子が総会の全員に対して上記総会の目　　的である事項について提案書を発し、令和元年 10 月１日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第 58 条１項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があっものとみなされた。すべての議案が承認された。次の者が理事に選任された。

理事　芹沢　秋雄、坂元　修一郎

③臨時総会の開催について

1　開催日　　令和２年３月 30 日(月)

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3「提案事項」及び「決議事項」

理事会をコロナウィルス感染拡大に状況を踏まえ、法律、定款の規定に基づき書面決議により行った。

第１号議案　令和２年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第２号議案　令和２年度役員報酬決定承認に関する件

第3号議案　役員退職手当規程、茶業功績者表彰規程等の一部改正に関する件

「提案事項」

令和2年3月30日、会長上川陽子が会員の全員に対して上記総会の目的である事項について提案書を発し、令和2年3月31日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第59条に基づき、総会への報告があったとものとみなされた。

「決議事項」

令和2年3月30日、会長上川陽子が総会の全員に対して上記総会の目的である事項について提案書を発し、令和2年3月31日までに全員の会員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人に関する法律第58条1項の規定に基づき、当該提案を理事会の決議があったものとみなされた。すべての議案が承認された。

3　監事会

監事会を下記により開催し、平成29年度の監査を実施した。

1　開催日　　令和元年5月27日(月)
2　開催場所　公益社団法人日本茶業中央会会議室
3　監査事項　平成30年度事業及び収支決算書、帳簿及び証拠書類等

4　六団体長会議等

①　令和元年度茶業功績者表彰委員会及び第1回六団体長会議

1　開催期日　令和元年10月12日(水)
2　開催場所　東京茶業会館会議室
3　協議事項
＊ 令和元年度茶業功績者の選考について(委員会)
＊ 第73回全国お茶まつり茶業振興大会における宣言案
＊ 茶業及び団体活動の現状と課題

②　第2回六団体長・専務理事会議

1　開催日　令和2年1月28日(火)
2　開催場所　東京茶業会館会議室
3　協議事項
＊ 茶業の現状と（公社）日本茶業中央会のあり方について

5　専務理事会議等

①　第1回 専務理事会議

1　開催期日　令和2年10月23日（水）
2　開催場所　東京茶業会館6階会議室
3　協議事項
＊　茶業の現状と（公社）日本茶業中央会のあり方について

6　補助事業実施への参画（日本茶業中央会：協議会事務局）

① 令和元度日本茶業体制強化推進協議会総会

1　開催日時　令和元年 5 月 30 日（月）13：00～14：00

2　開催場所　東京茶業会館 6 階会議室

3　議案

＊平成 30 年度事業成果報告及び決算報告承認について

＊令和元度収支予算及び会費賦課徴収方法決定承認について

② 令和元年度日本茶業体制強化推進協議会第 1 回検討会

1　開催日時　令和元年 5 月 30 日（月）14：30～16：00

2　開催場所　東京茶業会館 6 階会議室

3　協議事項　令和元年度事業の推進について検討

③ 令和元年度日本茶業体制強化推進協議会第２回検討会

1　開催日　　令和元年 12 月 26 日（木）13：30～16：30

2　開催場所　東京茶業会館 6 階会議室

3　協議事項　令和元度事業成果報告及び令和 2 年度事業計画について検討

7　関係機関との連携

① 杉山彦三郎翁顕彰会役員会

1　開催期日　平成 31 年 4 月 12 日(金)

2　開催場所　静岡県茶業会館会議室

3　議　題

＊　平成 30 年度事業報告・決算

＊　平成令和元年度事業計画・予算

＊　杉山賞表彰者の選考

② 茶ノ木神社献茶式典

1　開催期日　令和元年 5 月 2 日

2　開催場所　茶ノ木神社　東京都中央区日本橋人形町

3　概　要　　茶の木神社主催の八十八夜に献茶式に協力。静岡・鹿児島の会議所から新茶の提供を受け、お茶のミニ講座、新茶の試飲、配布を行った。町内会、近隣、観光客等が多数参加した。

③ 各県茶産地等と連携して総理大臣へ新茶進呈

1　開催期日　令和元年 5 月 17 日（金）

2　開催場所　総理官邸会議室

2　概要

茶の産地 15 県等の新茶を全国団体、各県産地等とともに総理大臣に進呈

④ 日本茶業学会

ア　表彰委員会

1 開催期日　令和元年 7 月 19 日(金)

2　開催場所　農研機構金谷茶業研究拠点会議室

3　議　題

＊　日本茶業学会功労賞並びに日本茶業学会奨励賞の審査決定

イ　令和元年度総会・研究発表会

1　開催日　　令和元年 11 月 6 日(水)

2　開催場所　静岡県静岡市

3　議　題

＊　平成 30 年度事業報告及び令和元年度事業計画、予算及び決算の承認、茶に関する研究報告会が開催された

⑤　ISO 国内審議委員会（農水省主催）

1　開催期日　令和元年 10 月 1 日(火)

2　開催場所　農林水産省会議室

3　議　題

＊　これまでの経過報告と今年度茶分科委員会への対応等について

⑥　令和元年度　行政部局と農研機構との茶に関する情報交換会

1　開催期日　令和元年 12 月 4 日（水）

2　開催場所　農林水産省会議室

3　概　要

＊　果樹茶業研究部門の研究の取組み状況、今後の方向等について意見交換を行った。

⑦　生産県会議（農水省主催）

ア　令和元年度第 1 回茶生産県会議

1　開催期日　令和元年 9 月 11 日（水）

2　開催場所　農林水産省会議室

3　概　要

＊　茶関係概算要求、茶をめぐる情勢、各都府県の一番茶、二番茶価格他を農水省より情報提供、茶関係団体からの情報提供があり、意見交換を行った。

イ　令和元年度第 2 回茶生産県会議

1　開催期日　令和２年 1 月 30 日（木）

2　開催場所　農林水産省会議室

3　概　要

＊　農水より最近の茶の動向、予算について説明があり、関係団体からの情報提供と意見交換を行った。

⑧　農水省「茶に関する勉強会」

1　開催期日　令和元年 6 月 14 日（金)、

2　開催場所　農林水産省会議室

3　概　要

＊　生産・加工流通業者等の新しい取組等のヒアリング・意見交換

⑨　農水省「茶業及びお茶文化振興基本方針有識者検討会

1　開催期日　令和 2 年 3 月 2 日（金)、3 月 17 日（火）

2　開催場所　農林水産省会議室

3　概　要

＊　茶業をめぐる情勢と振興方針の見直しについて意見交換

⑩　日本茶輸出促進協議会

ア　総会

1　開催期日　令和2年5月16日（木）

2　開催場所　衆議員会館会議室

3　概　要

＊　平成30度事業報告及び会計報告

＊　令和元年度事業計画・収支予算及び会費の決定　等

イ 運営委員会

1　開催期日　令和元年7月11日（木）、令和2年3月17日

2　開催場所　東京茶業会館会議室

3　概　要

＊　補助事業の実施報告と実施計画

⑪　自民党茶業議員連盟

ア　定例の総会

1　開催日　　令和元年8月23日（金）

2　開催場所　自民党本部会議室

3　概　要

＊　農水省から「令和2年度茶業関係予算概算要求」「茶業をめぐる状況等について」を説明、茶業団体から茶業全般について要望。これらも踏まえ茶業振興に関する決議が行われた。

イ　茶業振興方針等に関する総会（2回）

1　開催日　　令和元年3月4日（水）、3月17日（火）

2　開催場所　自民党本部会議室

3　概　要

＊　農水省から「茶業振興法に基づく茶業振興方針」の改正について説明があり、改正案が審議された。なお、茶業界からも意見要望を行った。

ウ　知的財産戦略ワーキンググループ

1　開催日　　令和元年11月15日（金）、12月13日（金）

2　開催場所　衆議院会館会議室

3　概　要

＊　農水省・経産省等から農林水産分野にかかる日本・中国の知的財産（商標等）の制度、被害状況と防止策を説明、京都府茶共同組合等から中国における商標問題の説明と要望が出され、質疑が行われた。

2）　第73回全国お茶まつり愛知大会の開催

ア　愛知県及び愛知県茶業団体並びに全国茶業関係団体と共催し、第73回全国お茶まつり愛知大会を次のとおり実施した。

行事内容	日　程	会　場
1　全国お茶まつり		
(1)式典 ・褒賞授与式 ・全国茶業振興大会	令和元年 11 月 16 日(土)	西尾市文化会館 (西尾市市)
(2)展示会 ・出品茶展示	令和元年 11 月 16 日(土) ～17 日（日）	西尾市文化会館 (西尾市)
・茶業関連機械・資材展示	令和元年 11 月 16 日(土)	西尾公園総合グランド（西尾市)
(3)茶消費拡大イベント 茶の魅力発信イベント 西尾の抹茶博等と同時開催	令和元年 11 月 16 日(土)～ 17 日(日) 令和元年 11 月 16 日(土)～ 17 日(日)	西尾市文化会館 西尾公園総合グランド（西尾市) 西尾市文化会館 西尾公園総合グランド（西尾市)
2　全国茶品評会		
(1)出品茶審査会	令和元年 8 月 27 日(火) ～30 日(金)	西尾コンベンションール（西尾市)
(2)擬賞会議	令和元年 8 月 30 日(金)	西尾コンベンションール（西尾市)
(3)出品茶入札販売会	令和元年 9 月 19 日(木)	西尾コンベンションール（西尾市)
3　全国茶生産青年の集い		
(1)茶審査技術競技会	令和元年 11 月 15 日(金)	西三河農業協同組合本店（西尾市）
(2)茶業青年の夕べ	令和元年 11 月 15 日(金)	西尾コンベンションール（西尾市)

イ　令和元年度茶業功績者の表彰

令和元年度茶業功績者について、第 73 回全国茶業振興大会において次の方々の表彰を行った。

氏　名	現住所	茶業団体等役職及び職歴	業 績 概 要 等
石川（いしかわ） 哲雄（てつお） （ 72 歳 ）	愛知県	元全国茶生産団体連合会理事 元愛知県茶業連合会会長 元豊田市茶業組合長	・長年にわたり、全国茶生産団体連合会の理事として茶の生産振興、茶業の経営改善に貢献。 ・長年にわたり、愛知県茶業連合会の要職をつとめ、愛知県茶の生産振興、品質改善、茶業の経営改善に積極的に取組み、愛知県産茶の評価向上に貢献。 ・地元豊田市において、碾茶の有機栽培技術の確立、減肥栽培、機械化・省力化によるコスト低減、優良品種への転換等、碾茶及びかぶせ茶の生産振興、品質向上に貢献。
飯干（いいほし） 敏光（としみつ） （72 歳）	宮崎県	元宮崎県茶業協会副会長 元西臼杵地区茶業協議会会長 元高千穂地区茶業振興会会長	・長年にわたり、宮崎県茶業協会の役員として茶の生産振興、県内各産地の連携強化、県産茶の品質向上、茶業経営の改善等に積極的に取組み、特に釜炒り茶の銘柄確立に貢献。 ・西臼杵地区茶業協議会会長としてリーダーシップを発揮し、地区　　の主体である釜炒り茶の品質向上、消費拡大、中山間地茶業経営の安定等地区の茶業振興に取組み、釜炒り茶の地域ブランド確立に大きく貢献。 ・長年にわたり、高千穂地区茶業振興会会長としての共同茶工場の運営管理に積極的に携わり、高千穂地域を高名な釜炒り茶産地としての維持・発展に尽力。
住田（すみだ） 恵朗（よしろう） （79 歳）	静岡県	前全国手もみ茶振興会会長理事 前（公社）静岡県茶手揉保存会長理事 前　（公社）静岡県茶業会議所理事	・（公社）静岡県茶手揉保存会において、長年にわたり手揉製茶法を習得し、手もみ茶の普及と茶業振興に貢献。 ・（公社）静岡県茶手揉保存会の要職に就き、長年にわたり後継者の育成、資格認定制度の普及等茶業振興に尽力。 ・全国手もみ茶品評会に出品を重ね、手もみ茶の品質向上と技術の普及に貢献。

畠山（はたけやま） 啓一（けいいち） （75 歳 ）	京都府	前（公社）京都府茶業会議所理事 前一社）京都府茶取引安定基金協会理事 元　京都府茶協同組合副理事長	・長年にわたり、京都府茶協同組合の要職を歴任し、組織運営及び後継者の育成に尽力し、宇治茶振興に貢献。 ・長年にわたり、京都府茶取引安定基金協会の要職に就き、茶市場との取引調整や保証強化に尽力。 ・京都府茶業会議所の役員として、京都府の茶業振興、人材の育成指導に尽力。

ウ　第 73 回全国茶業振興大会宣言

第 73 回全国茶業振興大会において次の宣言が採択された。

大　会　宣　言

「第 73 回全国お茶まつり愛知大会」は、新しい時代の幕開けの最初の大会であり、「平成から令和へ　日本茶を世界へ」を大会スローガンに掲げ、来夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、長い間丁寧に磨いてきた技術や地域毎の文化を活かし、茶業者が一つになって日本茶の新たな魅力や愉しみ方を世界に発信するプログラムを展開します。

茶は、人々の生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込み、日本人の美意識や心の拠り所として、日本文化の形成に大きな役割を果たしてきました。

私たち茶業者は、生産から加工、そして流通、さらに消費へとすべてのプロセスを一体ととらえ、「日本茶の魅力」を広く国内外の消費者等に発信し、茶業の振興、輸出の促進、日本茶文化の発展を図るため、次のことを宣言します。

一　私たちは、国連が提唱する「2030 年の達成を目指す持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を実践するため、日本茶の健康機能や癒しの効能をＰＲし、生活の質の向上に貢献するとともに、環境保全や生産、加工・流通の高度化等の取組を推進します。

一　私たちは、国民運動として、和食文化としての日本茶の需用拡大を推進するとともに、日本茶と海外の食とのペアリングに取り組み、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、あらゆる場所と機会を通じて日本茶ファンを増やしていきます。

一　私たちは、学識・文化人等とともに、おもてなしの心を育む日本茶とその伝統文化を伝承するとともに、生活様式や嗜好の多様化に対応した新しい商品・サービスの開発・普及に努め、日本茶インストラクター等とともに新たな日本茶文化を創造、推進します。

以上、ここに、茶業界が力を合わせて行動することを宣言します。

令和元年 11 月 16 日

第 73 回全国茶業振興大会

３）茶の審査技術の向上研修会

茶審査技術習得のため技術講習会を次により開催した。

○　養成人数

区　分　別　人　数		県　　別　　人　　数
区　　分	人数	
生産関係	8 名	東京 1、静岡 1、愛知 1、福岡 1 、熊本 2 、宮崎 1、鹿児島 1
商工関係	12 名	静岡 1、京都 5、宮崎 2 、鹿児島 4
インストラクター関係	5 名	東京支部 3、愛知 1 、福岡支部 1
計	25 名	

○　研修会

区　分	開催時期	開　催　場　所	人数	研　修　内　容
茶審査技術研修会	令和 2 年 2 月 5 日～ 7 日	静岡県菊川市 静岡県農業協同組合中央会教育部 遠州夢咲農協(茶業振興センター)	25 名	1 講義（基礎的知識の修得） (1) 製茶法 (2) 審査法 2 実習（実務技術の修得） (1) 外観審査法 (2) 内質審査法

４）全国的な行事への後援等

ア　ブロック茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、全国「玉露のうまい淹れ方」コンテスト大会、関東ブロック茶品評会、関西ブロック、各都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

イ　全国茶関係青年団への後援

・全国茶業連合青年団

第 66 回全国茶審査技術競技大会　令和元年 9 月 7 日(土)　静岡市

・全国茶生産青年団

第 36 回全国茶生産青年の集い　　令和元年 11 月 15 日(金)　西尾市

５）茶業情報・資料の作成配布

令和元年版「茶関係資料」(A4 版　197 頁）を茶に関する統計集として作成配布。

６）茶業文庫の活用

1　「蘭字カレンダー」(令和 2 年用)の作成。

2　茶業文庫及び各種図書資料の利用拡大をおこなった。

７）その他本会の目的達成に必要な事業

公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛し、各県の品評会の後援、賞状の交付を行い、併せて全国お茶まつりを推進した。

公益社団法人 日本茶業中央会　貸借対照表

令和02年3月末日現在

一般会計　　（単位：円）

科　　目	当期	前期	増減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現　金　預　金	4,854,716	5,400,227	△ 545,511
貯　蔵　品	2,260,995	1,304,975	956,020
立　替　金	95,345	102,731	△ 7,386
未　収　入　金	24,796	200,000	△ 175,204
流動資産合計	7,235,852	7,007,933	227,919
2 固定資産			
工具器具備品	169,291	1	169,290
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	8,107,291	7,938,001	169,290
資産合計	15,343,143	14,945,934	397,209
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未　払　金	12,505	286,247	△ 273,742
預　り　金	64,596	57,774	6,822
流動負債合計	77,101	344,021	△ 266,920
2 固定負債			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	4,497,811	4,764,731	△ 266,920
Ⅲ 正味財産の部			0
1 一般正味財産	10,845,332	10,181,203	664,129
2 指定正味財産	0	0	0
正味財産合計	10,845,332	10,181,203	664,129
負債及び正味財産合計	15,343,143	14,945,934	397,209

財務諸表に対する注記

１．重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」（平成２０年４月１１日　平成２１年１０月１６日改正　内閣府公益認定等委員会）を採用しています。

（１）棚卸資産の評価基準及び評価方法
　　最終仕入原価法
（２）固定資産の減価償却の方法
　　定率法
（３）消費税等の会計処理
　　税込方式

２．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,999,999	1
工具器具備品	パソコン	225,720	56,430	169,290
合計		5,225,720	5,056,429	169,291

（注）貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会　正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和02年3月末日

一般会計　　（単位：円）

科目	当期	前期	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[17,220,203]	[17,216,487]	[3,716]
正会員受取会費	16,934,000	16,934,000	0
特別会費	286,203	282,487	3,716
② 事業収益	[2,481,789]	[1,780,300]	[701,489]
事業収益	2,481,789	1,780,300	701,489
③ 補助金収入	[0]	[0]	[0]
補助金収入	0	0	0
④ 雑収益	[44]	[102]	[△ 58]
受取利息	44	102	△ 58
経常収益計	19,702,036	18,996,889	705,147
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	3,744,000	3,708,000	36,000
給料手当	2,107,467	2,107,467	0
退職給与	0	5,100,000	△ 5,100,000
賃金	129,500	150,600	△ 21,100
諸謝金	33,411	345,247	△ 311,836
法定福利費	949,763	683,094	266,669
旅費交通費	544,530	1,204,964	△ 660,434
荷造運賃費	88,351	112,749	△ 24,398
通信費	241,317	232,845	8,472
減価償却費	28,215	0	28,215
消耗品費	490,831	553,247	△ 62,416
会議費	125,840	202,630	△ 76,790
印刷製本費	1,615,308	2,229,629	△ 614,321
広告宣伝費	46,400	45,920	480
賃借料	216,601	230,121	△ 13,520
保険料	16,900	17,490	△ 590
共催負担金	1,664,203	1,660,487	3,716
新聞図書費	71,537	106,836	△ 35,299
HP管理費	196,200	194,400	1,800
事務所費	2,364,155	2,328,491	35,664
支払手数料	23,676	16,762	6,914
雑費	0	108,000	△ 108,000
事業費計	14,698,205	21,338,979	△ 6,640,774
管理費			
役員報酬	1,248,000	1,236,000	12,000
給料手当	702,489	702,489	0
退職給与	0	1,700,000	△ 1,700,000
法定福利費	316,588	227,698	88,890
交通費	358,570	365,010	△ 6,440
荷造運賃費	14,684	22,339	△ 7,655
通信費	67,238	63,322	3,916
消耗品費	55,296	82,759	△ 27,463
会議費	65,400	80,784	△ 15,384
賃借料	67,419	71,955	△ 4,536
事務所費	493,833	498,949	△ 5,116
支払手数料	719,015	589,386	129,629
交際費	40,000	10,000	30,000
光熱水費	115,475	116,606	△ 1,131
租税公開	1,640	1,560	80
旅費交通費	45,840	96,560	△ 50,720
減価償却費	28,215	0	28,215
管理費計	4,339,702	5,865,417	△ 1,525,715
経常費用計	19,037,907	27,204,396	△ 8,166,489
当期経常増減額	664,129	△ 8,207,507	8,871,636
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[0]	[0]	[0]
(2) 経常外費用	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	664,129	△ 8,207,507	8,871,636
一般正味財産期首残高	10,181,203	18,388,710	△ 8,207,507
一般正味財産期末残高	10,845,332	10,181,203	664,129

財産目録

令和02年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金			4,854,716
	現金	手許保管	運転資金として	107,071
	預金	普通預金		4,747,645
		郵便貯金	運転資金として	20,039
		三井住友銀行	運転資金として	32,589
		大東京信組	運転資金として	3
		農林中金	運転資金として	31,957
		農林中金	運転資金として	420,012
		農林中金	運転資金として	4,243,045
	貯蔵品	手許パンフレット等	在庫	2,260,995
	立替金	同居法人	同居法人分精算予定分	95,345
	未収入金	関連法人	精算予定分	24,796
流動資産合計				7,235,852
(固定資産)				
その他固定資産				8,107,291
	工具器具備品	図書文献	公益目的保有財産	1
		パソコン	共有(50%公益目的、50%管理運営目的)	169,290
	事務所保証金	事務所保証金	共有(82.35%公益目的、17.65%管理運営目的)	7,938,000
固定資産合計				8,107,291
資産合計				15,343,143
(流動負債)				
	未払金	印刷会社等	事業未払金等	12,505
	預り金	源泉所得税	給与分納期特例分	64,596
流動負債合計				77,101
(固定負債)				
	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710
固定負債合計				4,420,710
負債合計				4,497,811
正味財産				10,845,332

公益社団法人 日本茶業中央会　事業別正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和02年3月末日

一般会計　　（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計 公１	法人会計	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
受取会費	11,575,537	5,644,666	17,220,203
正会員受取会費	11,289,334	5,644,666	16,934,000
特別会費	286,203	0	286,203
事業収益	2,481,789	0	2,481,789
事業収益	2,481,789		2,481,789
雑収益	44	0	44
雑収益	44		44
経常収益計	14,057,370	5,644,666	19,702,036
（２）経常費用			
事業費	14,698,205		14,698,205
役員報酬	3,744,000		3,744,000
給料手当	2,107,467		2,107,467
退職給与	0		0
賃金	129,500		129,500
諸謝金	33,411		33,411
法定福利費	949,763		949,763
旅費交通費	544,530		544,530
荷造運搬費	88,351		88,351
通信費	241,317		241,317
減価償却費	28,215		28,215
消耗品費	490,831		490,831
会議費	125,840		125,840
印刷製本費	1,615,308		1,615,308
広告宣伝費	46,400		46,400
賃借料	216,601		216,601
保険料	16,900		16,900
共催負担金	1,664,203		1,664,203
新聞図書費	71,537		71,537
HP管理費	196,200		196,200
事務所費	2,364,155		2,364,155
支払手数料	23,676		23,676
雑費	0		0
管理費		4,339,702	4,339,702
役員報酬		1,248,000	1,248,000
給料手当		702,489	702,489
退職給与		0	0
法定福利費		316,588	316,588
交通費		358,570	358,570
荷造運搬費		14,684	14,684
通信費		67,238	67,238
消耗品費		55,296	55,296
会議費		65,400	65,400
賃借料		67,419	67,419
事務所費		493,833	493,833
支払手数料		719,015	719,015
交際費		40,000	40,000
光熱水料費		115,475	115,475
租税公課		1,640	1,640
旅費交通費		45,840	45,840
減価償却費		28,215	28,215
経常費用計	14,698,205	4,339,702	19,037,907
当期経常増減額	△ 640,835	1,304,964	664,129
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（２）経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 640,835	1,304,964	664,129
一般正味財産期首残高			10,181,203
一般正味財産期末残高			10,845,332
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ　正味財産期末残高			10,845,332

令和２年度事業計画

◎　茶業の振興、日本茶文化の普及のための基本的な方針

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の改正を踏まえ、

1 茶の需要拡大に向けた取組を推進

2 茶業における SDGs の取組を推進

3 安全・安心な茶の生産・流通を推進

4 日本茶・茶文化の良さを国の内外に向けて発信

5 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及と態勢の強化

以上を踏まえ、令和 2 年度事業計画及び予算は以下のとおり。

1　令和 2 年度事業計画

（1）茶需要拡大に向けた取組を推進

ア　国内需用の喚起・新需要の創出

①　「緑茶の日（令和 2 年 5 月 1 日)」、「緑茶の週間（4 月 29 日～5 月 5 日)」など日本茶に関係する時期に、会員団体が行うお茶に係るイベント等を可能な限り歩調を合わせて実施するように努める。新茶の時期に献茶等を検討する。

また、「緑茶の日」以外でも、協調して需要拡大に向けて取り組む機会について検討を深める。

②　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用して、水出し茶の提供や日本茶文化を体験する機会を提供する取組を行う。その際、和文化・産業連携協議会と連携して日本茶文化の普及に努める。

③　国内外の消費者・旅行者が日本茶に関する情報（商品、文化等）に簡便にアクセスできる環境整備に取り組む。

④　小学校等への茶育・体験学習を推進するため、日本茶インストラクター協会等と連携して茶育の取組状況を把握・共有する。

イ　輸出を促進する環境整備

①　輸出の促進に向けて、日本茶輸出促進協議会と連携して海外市場や輸出の取組みの状況と課題を整理・共有する。

②　ブランドを維持・増進するため、「GI：地理的表示保護制度」、「商標」等知的財産の活用について、会員間で情報の共有を図る。

（2）　2015 年に国連が定めた持続可能な開発目標 SDGs について、SDG s の取組を推進する。

① 全国お茶まつり等においてSDGsの推進運動を行う。
② 行政と連携し、SDGsの情報を収集し茶業で取り組める内容を整理・共有する。

（３）安全・安心な茶の生産流通の推進

①「緑茶の表示基準」の一部改正と周知

消費者の安全・安心な茶の選択・購入に資するため、2019年3月に一部改正した「緑茶の表示基準」を引き続き周知に努める。

② オリンピック・パラインピック競技大会を契機とした生産者のGAPの取組の強化、及び食品衛生法の一部改正を受け2021年6月までに導入が義務化されたHACCPについて全国茶商工業協同組合が作成した「HACCPの導入の手引書」に基づき、自園自製自販農家を含めて製造・加工業者が着実に取り組めるように、行政と連携して情報の提供等を行う。

③ 茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者の研修会（茶審査技術研修等）を開催するとともに、「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」施行に伴う残留基準値の情報を提供する。

（４）日本茶・茶文化の良さを国の内外に向けて発信し、輸出の振興につなげる

ア 日本茶文化等の発信

① 「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されていることを踏まえ、情報発信ツールやイベント等を通じて日本茶・茶文化を世界に向けて発信し、日本茶輸出促進協議会等と連携して輸出の振興に取り組む。

② また、各地域で実施される茶文化に係る行事に協賛・後援して、茶文化の振興に寄与する。

イ 国際的な動きに対応した組織活動の推進

茶類は、コーヒーと並んで国際貿易品目であり、ISO、FAOなど国際機関が積極的に活動している。

① ISO（国際標準化機構）への対応について

日本はISOの下部組織である「食品専門部会・茶分科会（TC34／SC8)」の正式メンバー（投票権を有す）に登録（平成25年12月）され、国内審議団体として、農林水産省生産局が対応している。現在、農水省は国内審議委員会・抹茶ＷＧを設置し、我が国の抹茶の基準が国際的な位置になるように、ISO専門委員会に抹茶の技術レポートを提出するなど、規格化に向けて活動している。日本茶業中央会は、引き続き国

内審議委員の１人として活動する。

② FAO-IGG on TEA（茶に関する多国間協議）について

FAOの「茶の政府間グループ」は、国際貿易における茶の消費の拡大、価格の乱高下、残留農薬基準の品質問題等を審議している。日本はこれまで農薬の残留基準、安全基準について説明し、日本茶の安全性を世界にアピールしてきた。令和元年はロシア・ソチ市で会合があり、農薬残留問題や販売促進活動等に関する情報収集活動を行った。「世界お茶の日」も議論され、国連総会において承認された。

○参考「International Tea Day」（世界お茶の日）の制定

FAO IGG on Tea において、販売促進等の観点から議論されていた「International Tea Day」について、中国から提案された「5月21日」とすることが第74回国連総会で承認された。

（５）茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及と態勢の強化

ア 「全国お茶まつり」の開催並びに各種表彰行事への後援と協力

令和２年度「第74回全国お茶まつり鹿児島大会 in 南九州市」は、表彰等は11月13日～14日に南九州市で開催予定となっている。なお、令和３年度は、全国３ブロック単位での開催順方式に沿って、関東ブロック（埼玉県・静岡県）で調整中である。

イ 各種調査・情報収集等

① 消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」（令和２年度版）の作成・配布を行う。

② 茶業の振興に資するため、各種の研究会、関連行事等に参画、協力する。

ウ 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、蘭字等の茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍のＰＲ、管理を行う。

エ 茶業の活性化に向けて、茶業関係団体等との連携を強化するとともに、本会の活動内容、組織体制、財政並びに新規会員・賛助会員の加入等について引き続き検討を進める。

（６）補助事業の実施について

ア 令和２年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業に取り組む

平成31年度（令和元年度）に続き、「日本茶業体制強化推進協議会(本会は構成員)」として応募している。採択され次第、関係機関と連携して取り組む

◎「平成２年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（継続）

うち全国的支援体制の整備事業」

1 事業実施主体　　日本茶業体制強化推進協議会（平成 30 年 2 月 28 日設立）

2　構成員　（公社）日本茶業中央会、NPO 法人日本茶普及協会、日本紅茶協会、株式会社吉村、（一社）お茶結びプロジェクト

3　会　長　　NPO 法人日本茶普及協会理事長　大森　正司

4　事業内容　日本茶文化の普及等

イ　令和 2 年度輸出に取り組む事業者向け支援事業（継続）

日本茶輸出促進協議会（事務局：日本茶業中央会）が実施

事業内容：海外でのプロモーション事業、セミナーの開催等

（7）令和 2 年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

記載要領 ： 下表の水色欄(■部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A017183
法人名	公益社団法人日本茶業中央会

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計								収益事業等会計				法人会計	内部取引控除	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通	小計	収1	他1	共通	小計			
Ⅰ　一般正味財産増減の部															
1. 経常増減の部															
(1)経常収益															
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載								0				0			0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載								0				0			0
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載								0				0			0
受取会費	13,285,750	0	0	0	0	0	0	13,285,750	0	0	0	0	4,448,250	0	17,734,000
受取会費	13,285,750							13,285,750				0	4,448,250		17,734,000
事業収益	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000
事業収益	2,000,000							2,000,000				0			2,000,000
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載								0				0			0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載								0				0			0
受取寄付金	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000
受取寄付金	100,000							100,000				0			100,000
雑収益	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000
雑収益	21,000							21,000				0			21,000
経常収益計	15,406,750	0	0	0	0	0	0	15,406,750	0	0	0	0	4,448,250	0	19,855,000
(2)経常費用															
事業費	16,516,750	0	0	0	0	0	0	16,516,750	0	0	0	0		0	16,516,750
役員報酬	3,750,000							3,750,000				0			3,750,000
給料手当	2,107,500							2,107,500				0			2,107,500
賃金	140,000							140,000				0			140,000
諸謝金	100,000							100,000				0			100,000
退職給付費用	347,250							347,250				0			347,250
法定福利費	900,000							900,000				0			900,000
旅費交通費	974,000							974,000				0			974,000
荷造運搬費	270,000							270,000				0			270,000
通信費	275,000							275,000				0			275,000
減価償却費	0							0				0			0
消耗品費	587,000							587,000				0			587,000
会議費	220,000							220,000				0			220,000
印刷製本費	2,250,000							2,250,000				0			2,250,000
貯蔵品	300,000							300,000				0			300,000
広告宣伝費	100,000							100,000				0			100,000
賃借料	50,000							50,000				0			50,000
保険料	20,000							20,000				0			20,000
資料費	0							0				0			0
共催負担金	1,220,000							1,220,000				0			1,220,000
新聞図書費	100,000							100,000				0			100,000
HP管理費	300,000							300,000				0			300,000
事務所費	2,360,000							2,360,000				0			2,360,000
外注費	100,000							100,000				0			100,000
支払手数料	46,000							46,000				0			46,000
雑費	0							0				0			0
管理費													4,448,250	0	4,448,250
役員報酬													1,250,000		1,250,000
給料手当													702,500		702,500
退職給付費用													115,750		115,750
法定福利費													300,000		300,000
交通費													370,000		370,000
荷造運搬費													70,000		70,000
通信費													50,000		50,000
消耗品費													60,000		60,000
消耗什器備品費													50,000		50,000
会議費													80,000		80,000
賃借料													70,000		70,000
事務所費													500,000		500,000
支払手数料													600,000		600,000
交際費													20,000		20,000
光熱水料費													100,000		100,000
租税公課													0		0
旅費交通費													100,000		100,000
雑費													10,000		10,000
経常費用計	16,516,750	0	0	0	0	0	0	16,516,750	0	0	0	0	4,448,250	0	20,965,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000
基本財産評価損益等								0				0			0
特定資産評価損益等								0				0			0
投資有価証券評価損益等								0				0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000
2. 経常外増減の部															
(1)経常外収益															
中科目別記載								0				0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用															
中科目別記載								0				0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額								0				0			0
当期一般正味財産増減額	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,000

公益社団法人日本茶業中央会
役 員 給 与 規 程

平成 25 年 4 月 1 日　制　　定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

（趣　　旨）

第 1 条　公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員の給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

（常勤役員の給与の種類）

第 2 条　中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。

（俸 給 月 額）

第 3 条　常勤理事の俸給月額は、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

（俸給の支給）

第 4 条　常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2　俸給は、その月の月額の全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

（俸給の計算）

第 5 条　月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

（通 勤 手 当）

第 6 条　通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の１箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付　　則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付　　則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

公益社団法人 日本茶業中央会
役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日　制　　定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
令和 2 年 3 月 31 日一部改正

第 1 条　公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条　退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2）役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第 3 条　退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時における俸給月額の 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。

第 4 条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ在職期間による。

2）前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。

3）役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4）役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第 5 条　第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。

第 6 条　会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立てておかなければならない。

付　　則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付　　則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

付　　則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から実施する。